

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るメディアの露出状況を把握するためにメディア露出状況を記録（クリッピング）し、広告価値を換算する。

(2) 委託業務の内容

- ・メディア露出状況の記録（クリッピング）
- ・広告価値換算

※詳細は別添仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年(2024 年) 1 月 26 日（金）まで

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 法人格を有している者、または、共同事業体であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 経営基盤が安定しており、過去 5 年間において、同種又は類似業務を完成した実績を有すること。
- (5) 参加表明書の提出時点で当該委託業務に類似する業務を 1 年以上営んでいること。
- (6) 国税および地方税に滞納ないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用しているものでないこと。

5 委託料

2,539,130 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第1号）1部

イ 企画提案書（様式任意） 無記名5部 社名記載1部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～③の項目について簡潔に記載すること。

① 業務の具体的な内容や実施方法

- ・調査キーワード
- ・調査対象とする報道機関や媒体の具体的な名称
- ・その他パブリシティ効果の調査に有効と考えられる報道機関や媒体の具体的な名称
- ・調査及び分析方法

上記4項目に関して、選定理由及び考え方も示すこと

② 業務実施体制

- ・実施責任者、担当者の役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

③ その他の提案

- ・その他アピールポイントについて
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載すること。

ウ 経費積算書（様式第2号）1部

経費を分けて提示すること。

エ 資格要件に係る申立書（様式第3号）1部

オ 事業実績書（様式第4号）1部

カ 会社概要書（様式第5号）1部

キ 質問書（様式第6号） 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和5年(2023年)9月4日(月)15時まで(必着)

(4) 提出場所及び問合せ先

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部G 7 大臣会合推進室内)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-2769 F A X 029-301-2679
E-MAIL g7-ibarakimito@pref. ibaraki. lg. jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 (2023 年) 8 月 23 日 (水) 16 時まで (必着)

(2) 提出方法

次のメールアドレス宛に提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。
g7-ibarakimito@pref. ibaraki. lg. jp

(3) 提出書類

質問書 (様式第 6 号)

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、メールで回答するとともに、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局のホームページで公開する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル選定委員会を開催し、委員による審査を行う。
- ②プロポーザル選定委員会においては、6 (1) の提出書類により審査する。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定する。

選定結果は令和5年（2023年）9月15日（金）までに通知する。
なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

（3）審査基準

| 審査項目 | 審査基準 |
|---------|--|
| 業務の運営体制 | ・確実に業務を実施できる適切なスタッフ体制を整備しているか。 |
| 会社の業務実績 | ・同種及び類似事業に関する実績があり、仕様書に基づく成果が見込めるか。 |
| 企画性 | ・調査ワード、調査媒体及び分析対象は妥当か。 ・パブリシティ効果を広く、効果的に調査できる企画内容となっているか。 ・広告料金等への換算方法、PR効果の調査、分析方法は妥当か。 |
| 実現性 | ・開催目的等について十分理解し、それに沿った企画内容となっているか。 ・事業の企画・運営に関する専門的なノウハウや優位性等が具体的に示されているか。 |
| 価格 | ・見積内容及び見積額が妥当であるか。 |

9 受託候補者選定後の手続

- （1）協議会は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に準拠し、随意契約による契約の手続を行う。
- （2）協議会は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- （3）契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

事業の成果は協議会に帰属する。